

介護保険料・後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか？

保険料を特別な事情がなく滞納していると、納付している人と公平を図るために、以下のような措置がとられます。

保険料の滞納をすると…

- (1) 納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などが徴収されることがあります。
- (2) 指定された期限までに滞納保険料が納付されない場合は、地方税の滞納処分の例(国税徴収法の規定に基づく)により財産の差し押さえ処分などを受ける場合もあります。
- (3) 保険給付が制限され、以下のような処分を受ける場合があります。

1年以上の滞納

介護サービス給付費や医療費の一時的な全額自己負担

1年6ヶ月以上の滞納

介護サービス給付費や、医療保険給付の全部又は一部差し止め

さらに滞納が続くと…

介護保険利用者負担割合の引き上げや高額介護サービス費等の支給停止、差し止められた医療保険給付額からの滞納保険料分の控除

いざというときに安心して利用できるように、保険料は期限内に納付してください。

※やむを得ない特別な理由で保険料を納められないときは※

災害などやむを得ない特別な理由で保険料の納付が困難な時は、納付猶予や保険料の減免が受けられる場合があります。困ったときは滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

介護保険料……………安八郡広域連合 ☎61-2050
後期高齢者医療保険料…住民保険課 保険年金係 ☎27-0174

マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただけます！

事前に「初回登録」を行うことで、一部の医療機関や薬局の窓口でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

現在対応している医療機関は厚生労働省HPから確認でき、今後も順次拡大される予定です。

なお、従来の健康保険証もこれまでどおりご利用いただけます。



▲厚生労働省HP

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための「初回登録」について

初回登録は、対応するスマートフォンや、カードリーダーが接続されたパソコンを使って「マイナポータル」で行います。登録方法についてもマイナポータルをご覧ください。

また、役場住民保険課やセブンイレブン店舗にあるATM、一部の医療機関や薬局でも初回登録を行うことができます。



▲マイナポータル

住民保険課 ☎27-0174